

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%とする。 ※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%、都道府県については8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける予定。

3 実質公債費比率

(1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。

(2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

※ 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、地方債同意等基準における(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向で検討する。

4 将来負担比率

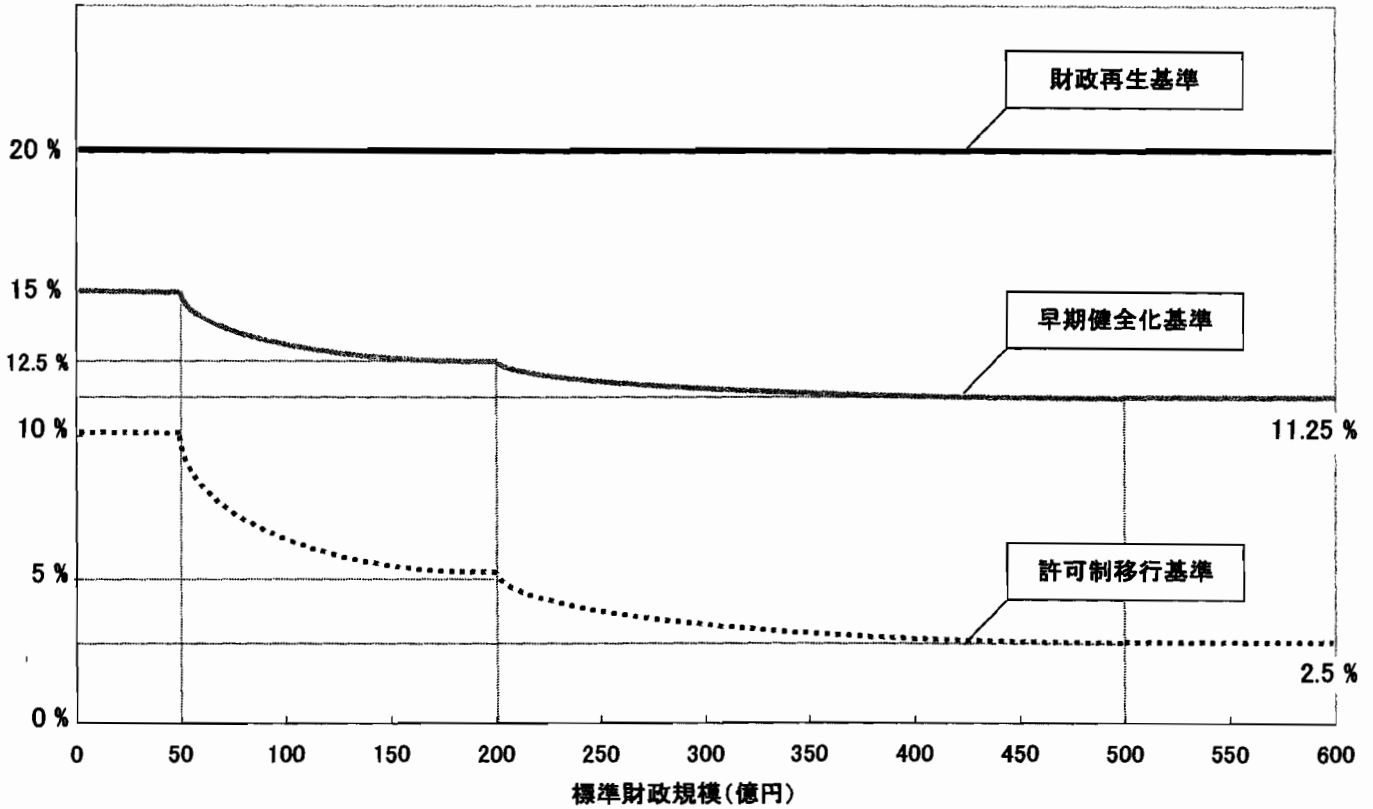
実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

5 公営企業における資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の2倍である20%とする。
(営業収益/年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ)

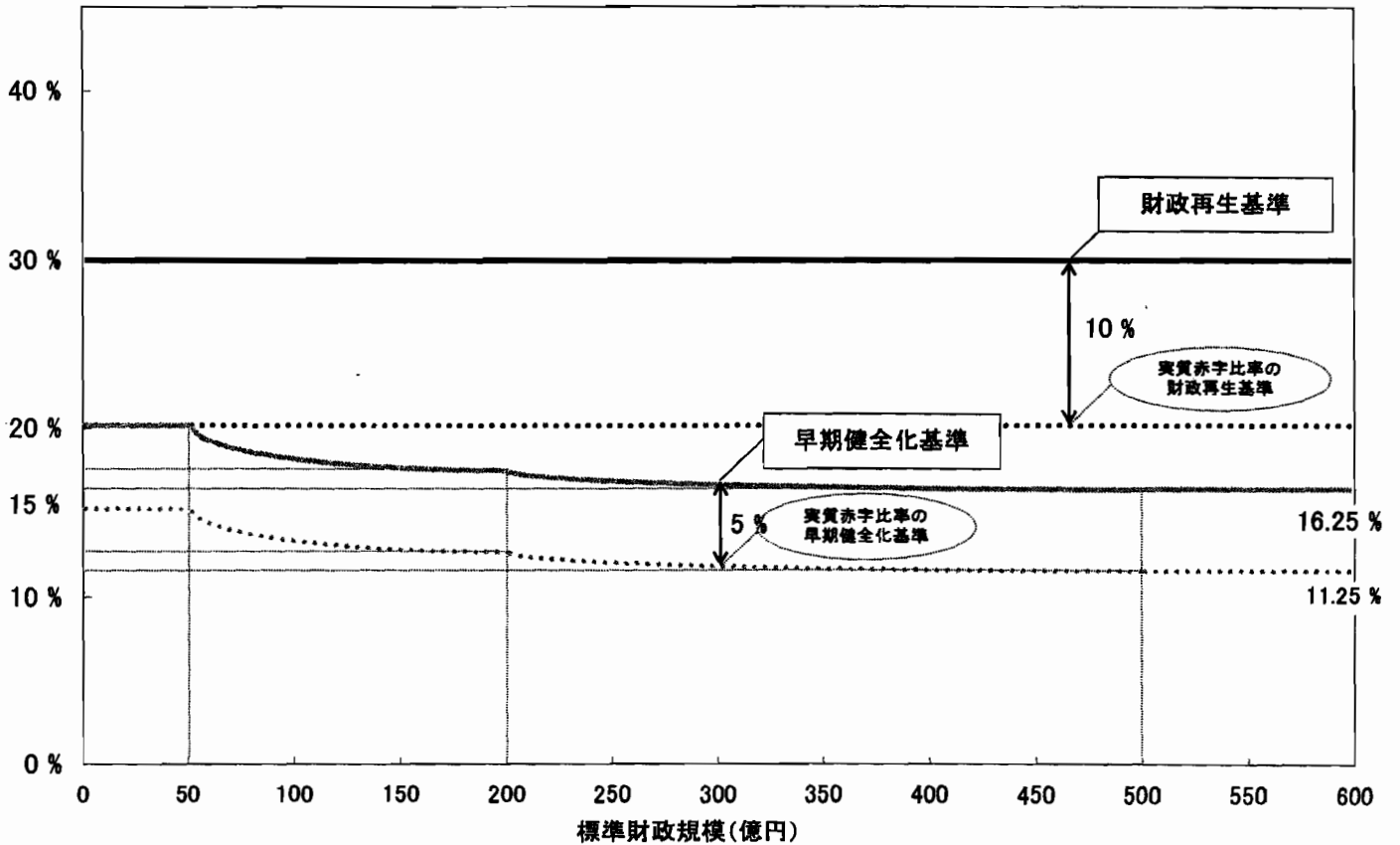
実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

実質赤字比率(%)



連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

連結実質赤字比率(%)



地方公共団体財政健全化法に係る財政指標及び基準の整備に関して 地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項

1. 法律案に対する国会附帯決議

衆議院 総務委員会（平成 19 年 5 月 24 日）（抄）

二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準を政省令で定める際には、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。

参議院 総務委員会（平成 19 年 6 月 14 日）（抄）

二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を政省令で定める際には、地方公共団体の財政規模及び権限等を考慮し、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。

2. 地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項

(1) 連結実質赤字比率や資金不足比率の算定における「解消可能資金不足額（仮称）」の控除

- ・ 減価償却費と地方債の償還年限との差を捉える方法、減価償却前経常利益等による負債償還可能額を捉える方法、個別計画による方法の 3 つの方法により控除。

(2) 実質赤字比率や連結実質赤字比率の早期健全化基準について、地方公共団体の財政規模等を考慮。

また、将来負担比率について、都道府県・政令市と市町村の早期健全化基準を区分。

- ・ 現行の地方債許可・協議制度における許可制移行基準には、地方公共団体の財政規模等を考慮した基準が用いられていることを踏まえ、実質赤字比率や連結実質赤字比率の早期健全化基準には、財政規模等を考慮した基準を採用。
- ・ また、将来負担比率については、地方債の平均的な償還年数の違いを勘案し、市町村と都道府県・政令市に差を設けた。

(3) 実質公債費比率や将来負担比率の算定における都市計画税の算入

- ・ 都市計画税は、これまで実質公債費比率に反映されていなかったが、用途が特定されている目的税のうち、その税の負担とその経費によって賄われる行政との間に特に強い受益関係があるものであること、地方交付税の算定上も特定財源として取り扱われていることに鑑み、これを反映。

(4) 宅地造成事業に係る資金不足額の算定における販売用土地の収入見込額の反映

- ・ 宅地造成事業は、事業の特性上、収入が発生するまでに時間がかかるため、販売用土地について適切に時価評価（原価と時価を比較していずれか低い方を評価する「低価法」）した上で流動資産に計上。

(5) 連結実質赤字比率の財政再生基準について、3年間、経過的な基準を適用

- ・ 連結実質赤字比率は本法で導入された新しい指標であること、財政再生の段階が国の強い関与を伴うものであること、制度導入期には、早期健全化の取組を行う機会がなく再生段階が適用される団体がありえることから、財政再生基準に限り、制度導入期の3年間、基準を10%～5%引き上げることとする予定。

地方公共団体財政健全化法に関する説明会等

事項	対象	開催日	場所	備考
全国市長会との意見交換会	全国市長会加盟の市区	7月10日	全国都市会館	
全国知事会との意見交換会	全国知事会再建法制等問題小委員会 部会の関係都道府県	7月20日	都道府県会館	
地域衛星通信ネットワークによる説明	都道府県、指定都市、市区町村	8月7日	—	8月7日放映、8月21日再放映。また、 (財)自治体衛星通信機構のHPで動画配 信
全国町村議会シンポジウム	町村議員	8月28日	ルポール麹町	地域衛星通信ネットワークにおいても9月5 日及び12日に放映。また、(財)自治体 衛星通信機構のHPで動画配信
全国町村会政務調査会・常任理事会合同会議	全国町村会役員の町村長	9月13日	全国町村会館	
全国都道府県監査委員協議会連合会説明会	都道府県、指定都市、東京都・神奈 川県内市区の監査委員事務局	9月14日	東京都庁	
健全化法に関する説明会①	都道府県、指定都市、地方六団体	9月26日	都道府県会館	意見照会
町村監査委員全国研修会	町村監査委員等	10月16日	東京国際フォーラム	
全国都市監査委員会事務研修会	都市監査委員等	10月26日	神戸ポートビル7ホール	
健全化法に関する説明会②	都道府県、指定都市、地方六団体	11月15日	都道府県会館	再度の意見照会

※ 都道府県（財政担当課・市町村担当課）及び政令市（財政担当課）に対し3度の意見照会を実施し、44団体から計291件の意見等が寄せられた。